

水道施設の災害対策に対する行財政支援等について

課題

- 水道施設が甚大な被害を受けた阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、豪雨災害等の経験を踏まえ、災害対策は必要不可欠と再認識
- 水道施設の災害対策は、広く地域の防災機能強化に寄与するものであり、全てを水道事業者が負担することのないよう支援が必要

補助対象の拡大

〈現状〉・東日本大震災では、送水管など重要管路のバックアップがなかった地域で影響が長期化
・津波や広域停電など想定外の事態が発生

◆ 東日本大震災の被害状況

停電による断水個数	76.3万戸 (総断水戸数の30%)
主要浄水場に自家発電設備を設置していた被災事業者の割合	65.7%
水源被害があった津波被災事業者の復旧日数	92日 (全平均は12日)

厚生労働省「東日本大震災水道施設の被害状況調査最終報告書」より



経験を踏まえ、より強力な災害対策の推進が急務！

- 管路のループ化や多重化事業など、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること 〔要望事項(1)〕
- 配水場の場内連絡管の耐震化対策に係る費用を補助対象とするとともに、伸縮可とう管をその対象に含め、複数年にわたる事業にも対応が可能とすること 〔要望事項(2)〕
- 応急給水用資機材等や加圧式給水車の整備または更新に係る費用を補助対象とすること 〔要望事項(3)〕



「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」等に指定されている地域について、普通会計債の防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債を水道事業まで拡大すること。 〔要望事項(7)〕

上水道施設災害復旧費補助金の補助対象拡大



- 上水道及び簡易水道施設の災害復旧事業において、事務所その他の維持管理のための施設のみ被害であっても補助の対象とすること 〔要望事項(8)〕

災害救助法における応急給水の費用負担対象拡大

〈現状〉・災害救助法では時間外勤務手当は費用負担の対象、特殊勤務手当は対象外、日本水道協会の手引では特殊勤務手当も対象



災害時の費用負担区分について、日本水道協会が示す内容と災害救助法の内容に違いがあり、精算の事務処理が煩雑化



- 医療機関や福祉施設等における受水槽等への給水及び応援活動に係る対応職員の特殊勤務手当を費用負担の対象とすること 〔要望事項(9)〕

その他

- 災害からの復興の円滑化に資するため、国・行政部局・水道事業者及び関係団体間における連携強化のための支援体制の構築 〔要望事項(4)〕
- 内閣府の「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の検討を踏まえた国や水道事業者の連携方法の検討及びマニュアルの作成 〔要望事項(5)〕
- 機動的な予算執行が可能な公営企業会計制度の仕組みの検討 〔要望事項(6)〕

